

静岡県教育委員会

会議録

平成 25 年度 第 21 回定例
2 月 6 日（木）

静岡県教育委員会委員長 加藤文夫は、

平成 26 年 2 月 6 日に教育委員会第 21 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|-----------|---------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 26 年 2 月 6 日 (木) | 開会 | 9 時 30 分 |
| | | | 閉会 | 11 時 55 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委員長職務代理者 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 高 橋 尚 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員 | 興 直 孝 | |
| | | 委 員 (教育長) | 安 倍 徹 | |
| | 事務局 (説明員) | 山 崎 泰 啓 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 渋谷 浩 史 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 櫻 井 洋 二 | 人権教育推進室長 | |
| | | 河 野 康 裕 | 財務課長 | |
| | | 杉 山 和 幸 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 学校教育課長 | |
| | | 羽 田 明 夫 | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 小 関 雅 司 | 高校再編整備室長 | |
| | | 山 田 文 子 | 社会教育課長 | |
| | | 土 井 宏 晃 | 文化財保護課長 | |
| | | 浜 田 修 | スポーツ振興課課長補佐 | |
| | | 石 井 宣 明 | 静岡教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静岡西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 北 川 清 美 | 教育総務課事務統括監 | |

4 その他

(1) 第 43 号・第 44 号・第 45 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1 ~ 5 は了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、高橋委員、興委員に願います。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第45号議案は県議会に提出する案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

委 員 長： それでは、公開案件から審議を始め、第45号議案を非公開とする。

第43号議案 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針

委 員 長： 議案書1頁「第43号議案 静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」について、興水学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 以前より進んだ印象を受けるが、質問がある。「静岡県いじめ問題対策本部」は予防のための機関だと思うが、「静岡県いじめ調査委員会」はいじめが起きてから設置されるのか。それとも事前に設置しておくのか。

学校教育課長： いじめが起こってからの設置では対応に遅れが出るので、常設の組織として、すぐに対応できるようにしたいと考えている。

溝 口 委 員： 説明にあった「静岡県いじめ問題対策本部」は教育委員会学校教育課の所管で、「静岡県いじめ調査委員会」は健康福祉部のこども家庭課の所管である。調査委員会は調査のための第三者的な組織になると思うが、いじめ防止に向けてどのように連携していくのか。

学校教育課長： 常日頃の連携については、別途設置される「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」等で連携を図っていく。今の時点で考えている「静岡県いじめ問題対策連絡協議会」の構成案をお示しする。常に連絡が取れるような態勢を整えていきたい。

溝 口 委 員： 了解した。

興 委 員： 先日の説明より改善されているが、今日この場で考えるべきは、2頁にある「いじめの防止」の措置を、県並びに教育委員会として決めていかねばならないということだ。県の基本的な方針を策定することは極めて重要であるが、国の基本的な方針の説明が十分ではない。この場で議決することを前提にして、審議するのは適切ではない。別冊資料の「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（案）」の「はじめに」に「10月11日に国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、関係諸機関等との連携のもと、「静岡県いじめの防

止等のための基本的な方針」を策定いたしました」とあって、今日これから審議をして2月中に決めていくことになるが、国が示した基本的な方針と我々が決める基本的な方針がどのような関係なのか、教育委員会として十分整理できているか心配している。例えば、国が示した基本的な方針では、別冊の9頁にある「重大事態」をどのように想定しているのか。県の方針との齟齬はないのか。

学校教育課長： 「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（案）」は、いじめ防止対策推進法と国の「いじめの防止等のための基本的な方針」にのっとして作成している。ただ、現場ではそれに記載されていないケースもあるので「等」をつけて幅を持たせている。この基本方針についてはいじめのみについて書かれているが、そもそも学校が重大であると判断した事態は、全て県教育委員会に報告されるシステムになっている。

興委員： この案を今日示して、その後若干の手直しをするとのことだが、それではこの場で個別に審査するのは適当ではない。県の基本的な方針が、立法とそれに基づく国の基本的な方針の理念を追いかけられているか、冷静に判断してこの方針を決めてほしい。

学校教育課長： 昨年12月18日の教育委員協議会で同じ説明をしたが、本日もう一度内容を御確認の上、御意見をいただきたい。

興委員： ベースとなる法律の提示がないと、この場では決められない。

教育長： 議案であり、この場で決めていただきたいと思う。もちろん、その後も誤りが無いように文言のチェックはしていくが、ここで議案への最終的な御意見をいただきたい。

興委員： 文言の修正は些細な問題であり、本筋で遺漏がないようにしてほしい。県が方針を決めるのは権限なのでやることは必要だが、法律と国の基本的な方針がベースであり、そのマッチングができていいのか確認をしっかりと行っていただきたい。

教育長： 国が定めた基本的な方針を踏まえて策定しているので、齟齬はないと認識している。

委員長： 大津市のいじめ自殺事件以来、2年近くに渡ってこの議論をしているが、最近のいじめの報告を見ると、件数や重大な案件も減少しており、静岡県の方針が学校現場に浸透していると感じる。

興委員： 次に「静岡県いじめ問題対策本部」の所掌の問題であるが、いじめ防止対策推進法の第14条第3項に「地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするために必要があるとき」に設置するとある。法律では「静岡県いじめ問題対策本部」を県立学校の重大事態への対処を図る機関としており、基本的には対策的な取組ができる枠組み体制にしなければいけないが、今日の方針の中では具体的には出てこない。

また、2頁の説明には教育委員会の諮問機関で「いじめの防止等のための調査研究等」とあるが、法律の趣旨では調査研究がメインではなく、いじめ対策のための本部なので、この表現は訂正して「いじめ

防止等のための組織」と書くべきである。調査研究のための組織というイメージになってしまうと、対策本部に人材を登用する際に趣旨が変わってきてしまう。法律のとおり「いじめの防止等のための対策を実効的に行うための組織」と明確に記載すべきである。

さらに、2頁の「2(2)いじめによる重大事態への対応」の知事部局に設けられる「静岡県いじめ調査委員会」であるが、これまでは「再調査」と書かれていたものが、今回は「調査」として訂正された。この委員会は健康福祉部こども家庭課の所管であるが、どのような組織なのか、教育委員会も承知しておかなければならない。いじめ防止対策推進法第30条の第1項から第2項にかけて「当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認める場合」に設けるとあり、2頁の「諮問し調査」が何を調査するのも法律で定められている。そのため、「重大事態に係る調査結果について」という雑ばくな表現ではなく、法律の表現を使用してほしい。「再調査」は文部科学省からの通達で説明があったようだが、「再調査」の文言は、当初の調査がずさんなため改めて調査を行うというイメージが強い。それぞれが責任をもって調査をするわけであり、委員会は「対処又は同種の事態の発生の防止のため」のもので、知事の権限を考えて知事部局にも設けられるということなので、「重大事態に係る調査結果について」の表現は修正してほしい。

委員 長： 今回の議案は、この基本方針を承認するかということである。議論が出ているが、承認してよろしいか。

教育 長： 御指摘はあったが、議案書2頁の資料は正式な議案ではなく説明資料である。今回の審議は正式な方針である別冊「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針(案)」を承認いただけるか、である。

先の御指摘は事務局で修正していくが、別冊の5頁にある「教育委員会の附属機関」が1点目の御指摘である「静岡県いじめ問題対策本部」に言及しているものであり、2点目の御指摘は別冊の10頁にある「知事への報告」と「再調査」の部分である。これについては、国の基本的な方針といじめ防止対策推進法に基づいて、ここに位置付けをしてあると理解している。もしこの5頁及び10頁について御意見があれば、この基本的な方針を直していきたい。

興 委 員： 今言ったことは基本的な方針に触れることである。別冊10頁には「再調査」の説明として「報告を受けた知事は、必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、再調査を行うことができます」との記載があって、ここでも「再調査」と書かれているが、法律や国の基本的な方針にはその記載はないと思う。

学校教育課長： 「再調査」については、先日も興委員から御指摘をいただいて基本方針を確認した。知事が行う調査には、児童や保護者に負担がかからないよう、適切に役割分担を図るなど調査の主体である学校の調査と平行して同時に行われる調査も現実にはあり、必ずしも改めて調査するとは

限らない。

また、国の基本的な方針には「再調査」の文言もあり、再調査の主体は「いじめを受けた児童・生徒及び保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し」とある。国の基本的な方針では、知事の調査は、具体的な第三者の目できちん行う調査と、教育委員会が行った調査についての調査を行う必要もあつて行うものの、その両方を含めて「再調査」の文言が用いられている。本県の基本的な方針においては、地域の人にもわかりやすくするため、あえて「再調査」の文言を使用したものである。

興 委 員： 別冊の「はじめに」は、法律ができ、法律に基づいて国が策定した基本的な方針がある。それに基づいて県が基本的な方針を定める、という論調である。国が定めた法律と基本的な方針にはどう規定されているのかを、しっかり説明してほしい。

高校教育室長： 確かに、いじめ対策推進法には「再調査」の語句は使われていない。しかし、国の基本方針には「地方公共団体の長、都道府県知事は当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、第28条第1項の規定による調査の結果について調査（これを以下再調査という）」とある。「教育委員会の附属機関が行った調査の結果について調査を行うことができる」という文言で国の基本方針が書かれている。

興 委 員： 国の基本方針の「再調査という」の文言だけ取り出すべきではない。県の基本的な方針で「必要があれば知事による再調査が行われる」と認識されるのは良いことではない。法律に触れられている文言に置き換えていただいたほうが分かりやすいと思う。これは修辞上の問題ではなく、基本的な方針の根幹に関わることであり、その観点から資料を作成してほしい。そのため、今日この場であまり議論しても仕方がないと感じるので、その点も含めて次回にさらに固めていくということで良いのではないか。

委 員 長： 基本方針に関する審議は、次回の定例会で改めて行うこととするのか。

興 委 員： 次回まで延期しても良いが、ぜひ表現に齟齬がないように訂正していただきたい、ということである。

学校教育課長： 先ほど御指摘いただいた「静岡県いじめ問題対策本部」の所掌事務についても「調査研究等」という文言があるが、本県では全ていじめの対策の一部として捉え、参考にさせていただく計画である。

なお、今回の教育委員会で基本方針については策定いただくが、知事や副知事の了解を得てから最終的な策定となるので、報道関係者にはその点の御理解と御配慮をお願いしたい。

教 育 長： 興委員の御指摘を踏まえ、承認いただいた上で表現を整理するので、この後は事務局に任せてほしい。

興 委 員： 表現上の問題ではなく本質に絡むことであるので、最終的に知事が決定するまでの間に、しっかり精査してほしい。

- 溝口委員： なお、別冊の最後に「参考資料等」の記載があるが、『』と「」の使用法の誤りがあるので、訂正をしてほしい。
- 委員長： 今後は議題を提出する前に、十分な打ち合わせをして、なるべく完成形に近い状態で提案してほしい。
質疑等はあるか。
- 全委員： （特になし）
- 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員： （異議なし）
- 委員長： 第43号議案を原案どおり可決する。

第44号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

- 委員長： 議案書5頁「第44号議案 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則」について、渡邊特別支援教育室長より説明願う。
- 特別支援教育室長： < 議案についての説明 >
- 委員長： 以前にも報告されているが、質疑等はあるか。
- 全委員： （特になし）
- 委員長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。
- 全委員： （異議なし）
- 委員長： 第44号議案を原案どおり可決する。

報告事項1 静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）に対するパブリックコメント等の報告

- 委員長： 報告事項1頁「報告事項1 静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）に対するパブリックコメント等の報告」について、渋谷教育政策課長より説明願う。
- 教育政策課長： < 報告事項についての説明 >
- 委員長： 質疑等はあるか。
膨大な資料なので、提案する際には教育委員に質問すべきことを整理して、議題にあげてほしい。
- 溝口委員： 大切な案件であり、時間をかけて目を通しておきたいので、資料は早めの郵送をお願いします。
- 興委員： 委員長や溝口委員の指摘のとおり、教育委員会として見ていくべきことがある。今の説明は流れについて説明いただいたものである。教育委員会の具体的な責務は「2寄せられた意見等の概要」の「A静岡県教育振興基本計画第2期計画（案）へのパブリックコメント」と「B静岡県総合計画後期アクションプラン（案）へのパブリックコメント」の両方をどう反映するのかである。「C市町教育委員会からの意見聴取」と「D学校、関係団体等からの意見募集」については第2期計画（案）に反映したとの説明であったが、それができたかどうかは、結

果として「A」「B」に意見が出てくることである。「C」「D」は別の問題として、「A」「B」がこれから重要なことなので、教育委員会がどう考えるかである。別紙1は対処方針が出ているわけではなく、単なるパブリックコメントの内容の紹介である。別紙2は対応案まで出されているが、対応案を概観すると、8団体22件の申し入れの意見に対して「趣旨を反映」と書かれている。別紙2については、ここで議決するのではなく、次回の定例会で改めて審議するとのことでよいか。

教育政策課長： 次回の定例会で御審議いただくのは教育振興基本計画についてである。今回は総合計画であり、この場で報告するものである。

興 委 員： 今回の案件は、今回議決すべきものか。総合計画についても教育委員として意見を言わねばならないと思う。

教育政策課長： 以前、教育委員会協議会に提出し、そこで御意見をいただいている。今回の対応案は事務局で責任を持って執り行い、今日報告している。

興 委 員： 教育委員として何を見ていくかが大切であって、そのときに「趣旨を反映」で良しとしては、こちらに書かれている意見の趣旨がどのように反映されているのかが分からない。その場合は「措置済み」と書けば済む。教育委員会に諮って、県の総合計画を作る過程で反映する必要があるか判断していくことであり、それが分かるように別紙2で整理する必要がある。別紙1は具体的な対応案がまだ出ていないので、次回2月17日の定例会までに固めてほしい。また議論が必要だとは思いますが、委員長や溝口委員が指摘しているのは、論点が分かるようにピンポイントに整理するべき、ということである。パブリックコメントは県民からの意見を集約する重要なステップであり、それが形骸化しないように教育委員会の了承の上で判断されたということが必要である。そこをおざなりにならないようにお願いしたい。

溝 口 委 員： 今回のように資料のボリュームがある場合には、早めに資料をいただけるとありがたい。

委 員 長： パブリックコメントと我々の施策の間に乖離があり、受け入れるべきなのか判断できないことがいくつかあると思うので、それだけを選択して教育委員会の会議に上げてほしい、というのが私の趣旨である。表現については、事務局に任せる。ただ、パブリックコメントでどう対応したらよいか議論すべきと思う意見のみ、会議に出してほしい。

教育政策課長： パブリックコメントは規定がなく自由で多様な意見が寄せられているため、根幹に関わる提言もあれば、単なる要望もある。これは総合計画に対するもので、個別の要望には予算審議になるので対応できない。中には審議が必要なものもあるので、そこは精査して報告のやり方については検討する。

興 委 員： 「A 静岡県教育振興基本計画第2期計画(案)へのパブリックコメント」について、1団体から多くの意見が出ているが、教育に関わる団体であり、真剣な提言であるかどうかも含めてしっかり議論していく

べきである。これだけ数多く意見が出ているのは意見の集約が行われたことであり、通常の個人の意見とは違う。その意味で、内容の検討を受け止めて、問題を顕在化してほしい。

「C 市町教育委員会からの意見聴取」と「D 学校、関係団体等からの意見募集」については反映したとのことだが、学校現場の疲弊、教員定数、スクールソーシャルワーカーの配置など、具体的な意見もある。学校現場に影響を与えるこの問題を、教育委員会の課題として取り上げることが大切である。「個別に反映した」ではなく、問題点を顕在化して会議の場に上げる努力をしてほしい。

委員 長： 他に異議はないか。
全委員 員： （特になし）
委員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 知事褒賞授与対象者の選考

委員 長： 報告事項2頁「報告事項2 知事褒賞授与対象者の選考」について、岩城高校教育室長より説明願う。

高校教育室長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

興委員 員： 推薦の具体的な基準はあるのか。

高校教育室長： 学業、技能、生活態度、行動などの基準があり、その上で全国規模の大会の実績を総合的に判断している。

興委員 員： 教育委員会の規定として定めてあるのか。

高校教育室長： 昨年からはじめており、その段階で定めている。

興委員 員： 第1回のときに規定を定めてあり、今回ここに該当する2件の生徒は当然その基準を満たしていると理解してよいか。

高校教育室長： そうである。

興委員 員： 「主な業績」に関東大会と全国大会があるが、この違いは何か。

高校教育室長： 富岳館高校の生徒は関東大会での環境大臣賞を受賞しているが、平成24年度には全国大会でも賞を受けている。この「主な業績」以外にも優秀な成績を上げているということである。藤枝北高校の生徒は全国大会での最優秀賞である。

興委員 員： 関東大会を勝ち抜くと全国大会に進出できるのか。

文化財保護課長： 昨年度まで富岳館高校に勤務していたので、私から回答する。

御質問の件であるが、関東大会で最優秀賞となると全国大会に進出できる。なお、この生徒は、昨年度2年生のときにも全国大会で最優秀賞を受賞している。今年度は3年生として、関東大会で優秀賞を受賞したものである。

溝口委員 員： 知事褒賞の授与が昨年度ではなく、なぜ今回なのか。

文化財保護課長： チームで賞を受けており、昨年度はそのときの3年生が授与されている。

- 溝口委員： 3年生優先と決められているのかもしれないが、昨年度こそ知事褒賞の授与をすべきではなかったかと感じる。
- 興委員： チームプロジェクトであり、プロジェクトに参加した生徒が皆関わっているとなると、どう授与するかは難しい。規定の中で、プロジェクト研究にあっては、どうすべきか基準を作るべきである。「チームであれば代表者に授与する」または「チーム全体に授与する」のように決めておかないと、授与される側も納得できない。タイミングよく授与することが大切であり、授与対象の業績などの規定を事務局で整理してほしい。なお、藤枝北高校の生徒は全国大会最優秀賞で知事褒賞授与であり、「等」の表記は不要である。
- 文化財保護課長： 昨年度も、業績だけでなく学業や日常生活の様子も考慮して推薦した。業績のみでは推薦できない生徒もあり、学校としても業績を含め総合的に推薦に値するか判断している。
- 教育長： 学業に関連した顕著な業績は、総合的に判断している。詳細に日常の活動も評価している。なお、今後は参考資料として基準を添付したい。
この知事褒賞授与は、県や教育委員会が声をかけるのではなく、各学校が日頃の学校生活を見て、校内選考を踏まえて学校の推薦で行われており、この2人についても学校のコンセンサスを得られている。資料のまとめ方は工夫していく。
- 溝口委員： 3年生のみを対象に「有終の美」とするのではなく、2年生であれば進路先の推薦入試でも評価されるので、その際に授与してはどうか。タイムラグがあると今回のような矛盾も生じるので、業績があれば当該年度に授与されるよう、もう一度見直しをしてほしい。
- 教育長： 了解した。
- 興委員： 学校に推薦をお願いし、その後どのように選考しているのか。2段階の対応が基準の中に明確に書かれていることが大事である。それに照らして手続が済んでいるのであれば問題はないので、資料で手順の基準を示してほしい。
- 委員長： 資料について、処罰に関するものは慎重に見る必要があるが、賞は子どもや先生にやる気を起こさせるためにあるので、細かい議論はすべきではないと思う。
- 興委員： 説得力のある資料で報告してほしい。
- 教育長： 了解した。
- 興委員： 3人が推薦され、うち2人が授与されているが、この1件が棄却された理由は何か。
- 高校教育室長： 実績だけで授与するものではなく、総合的な判断により外れたものである。
- 斉藤委員： 第1期と比べて、第2期の件数が減少している理由は何か。
- 高校教育室長： 限られた期間の中で顕著な業績をあげた者が授与の対象となるためである。第1期は制度ができるまでの分もまとめて授与したため、件数が多くなった。溝口委員の御指摘のとおり、卒業後の進路決定の際にも

プラスに働くように早い段階で表彰を行ったという点も、件数が多くなった理由である。

委員 長： 他に異議はないか。

全委 員： （特になし）

委員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 家庭教育ワークシート「つながるシート」の完成

委員 長： 報告事項3頁「報告事項3 家庭教育ワークシート「つながるシート」の完成」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

斉藤委員： 家庭の問題は、いじめ問題や学力問題も含めて、家庭との連携・協力が一番大切であると思う。親が一人で悩みを抱えて困っているのを、それを解決するツールとして面白い取組だと思う。特に現代的な課題として、スマートフォンなど携帯電話がいじめにつながっていることが浮かび上がっているが、学校現場だけでは把握しきれず解決もできなくなっている。それについては学童期版のシートにあって、年代に合わせて資料がまとまっており、関心のある親が仲間と論議ができて、大変素晴らしい。

溝口委員： 幼児の親の集まりでも、「お母さん同士で自由にテーマを決めて話し合っ」と言われて困ることがあるが、このシートがあれば有効に活用できるのではないかと思う。保育園や私立幼稚園では親同士のつながりが薄い。公立幼稚園は地域のつながりが比較的強く、子ども会などの連携もあって集まりやすいが、私立は集まって話し合うことは難しい。その投げかけ方も工夫していくべきだと思う。

高橋委員： 部局とも連携して、幼児版から活用して上がってくるのが理想である。親にも子にも、小さいうちから教えることが有効なので、研究して活用してほしい。

委員 長： 悩んでいる親もいるが、無関心な親もいる。我々が対応するときに難しいのは無関心な親の方で、具体的な問題を抱えて悩んでいる方が親も子も成長する。無関心な親にどのように関心を持たせるのかを工夫しないと、せっかくいいシートができたのに活用されなくなってしまう。対応のやり方を考えてほしい。

興委員： このシートは素晴らしいと思う。ただ、4頁に「ワークシートは各市町教育委員会、健康福祉部局、私学振興課を通じて保育園、幼稚園等には印刷物を配布、小・中学校にはデータを配信する」とあるが、市町教育委員会がきちんとこれを受け止めて、現場で活用してもらうことが必要である。市町教育委員会が担うべき部分と、県教育委員会が担うべき部分を整理していかねばならない。平成23、24年度に検討し、平成25年度に家庭教育推進部会と家庭教育支援ワーキング部会を設け

てこのような作業をやってきたとのことだが、その際に市町教育委員会が自分の問題としてイニシアチブをとって参加しているのか。市町の代表との連携が極めて重要なので、作成の過程において県教育委員会と市町教育委員会、知事部局、市町の行政部局との連携はどのように取り組まれて成案が得られたのか、それを説明してほしい。

社会教育課長： このアンケート調査は市町教育委員会を通して意見を集めたもので、その結果についても市町教育委員会に報告し、市町教育委員会の担当課長が集まる会議でも保護者の意識調査として詳しく説明している。その際、アンケートで顕在化してきたそれぞれの課題に対し、県でもこのように対応をとっていきたいとしてワークシートの作成についても説明している。平成25年度の家庭教育推進部会と家庭教育支援ワーキング部会には市町の代表者は参加していないが、幼稚園・小中学校の教員の代表が参加しており、そこで市町の意見を聞いている。

興委員： 了解した。地教行法で県の教育委員会の所掌する部分と、市町教育委員会が担うべき部分が決められているので、単にそのような場で意見を聞いて済ませるのではなく、例えば調査の検討委員会を設けたときに役割を持って参画してもらい、共同でワークシートを作成するなど、県教育委員会としての工夫が必要だと思う。連携をとるというのは、県が決めた方針や作成したワークシートを示して、市町にやるように伝えることではない。連携の具現化に配慮してほしい。

委員長： 小学校の6年間は長い。その前半と後半では子どもたちの考えが違ってくる。しかし、ワークシートの他の年代まで通して活用すればよい。例えば、小学校5・6年生はスマートフォンなど携帯電話を所持していることも多いので、その保護者には携帯電話についても話し合ってもらえばよいと思う。

他に異議はないか。

全委員： (特になし)

委員長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 三ケ日青年の家 次期指定管理における衛生管理

委員長： 報告事項5頁「報告事項4 三ケ日青年の家 次期指定管理における衛生管理」について、山田社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委員長： 質疑等はあるか。

興委員： 三ケ日フィールドパートナーズに管理委託することが決まっているが、今回の報告は何のために行っているのかよく分からない。(株)ヤタローに業務委託している浜松市においては、業務委託先を変更せずに、浜松市で指導して万全を期してきた。単なる指導だけでなく、指導して確認も済んだので継続措置としたということだと思う。そこまで記載すると報告が分かりやすい。資料の「4(1)静岡県立森林公園森の家指

定管理」には「今後、職員の健康管理等、衛生管理に万全を期すよう依頼。通常営業中」とあるが、依頼しただけで営業を許可することはありえないので、問題がないことを確認したはずである。その点も記載してほしい。その上で「5 今後の対応」に委託する側の我々教育委員会が「三ヶ日フィールドパートナーズが取り組もうとする姿勢が評価できる。そのため、運営面で指導していく」と記載すれば報告の趣旨が見えてくる。しかし、この報告書では何をやろうとしているのか、形式的に取り上げているだけで政策的な意図が見えてこない。それには1月31日に㈱ヤタローから報告された食堂運営体制の「(1)衛生管理のマニュアルの改善」で、改善されたマニュアルをどう適用するのか、また食堂の運営の観点についてどうしていくことが適切なのかをはっきりさせることである。その中で大切なのは、マニュアルの確実な実施ではなく、マニュアルの改善である。先方はマニュアルの改善について報告しているので、「5 今後の対応」にも記述して、「それが我々としても確認ができ、それで継続する」という内容にしないといけない。そうしないと委託元の責任が問われる。その手順を明らかにすることが組織の責任なので、しっかり政策的意図を持って報告書を作成してほしい。

社会教育課長： 了解した。
委員 長： 他に異議はないか。
全委 員： (特になし)
委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 全国海女文化保存・振興会議の設立

委員 長： 報告事項8頁「報告事項5 全国海女文化保存・振興会議の設立」について、土井文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。
この会議のための予算措置は必要か。

文化財保護課長： 特には不要である。

委員 長： 静岡県は会議に参加のみか。

文化財保護課長： そうである。事務局は三重県が中心で、石川県が補佐するという体制である。

興委 員： 静岡県に185人の海女がいるということは、全国の約1割である。その中で、教育委員会文化財保護課として静岡県の海女文化をどう捉えていて、どう振興していくのかの確認が大切である。その延長線上に振興会議の参加があるならばよいが、参加するだけではいけない。担当課長として、その観点から現状の静岡県の海女文化をどう捉えているのか。

文化財保護課長： 以前、昭和58年から昭和61年にかけて県教育委員会で漁撈習俗調査

を実施し、慣習・風俗・信仰・儀礼などを中心に調べた。静岡県海女は組織化されておらず、例えば海に入るときに儀式を行うとか、何月何日にお供えをするといった、習俗面での文化財的価値はみいだせず、結果として静岡県では文化財とはならなかった。一方、三重県は978人の海女がいて組織化されて、海女漁で生計を立てている人もおり、伊勢神宮への奉納も行っているなど活動が際立っている。

なお、以前調査した段階では文化財的な習俗を基準としていたが、今回は民俗技術をクローズアップして見ていこうということで、設立総会の直前に三重県が県無形文化財に指定した。三重県においても民俗技術的な面を中心に登録へ動いたわけで、これからはこの会議でも海女技術を見直して価値を探していくということになったので、その辺の情報交換をしながら活動していきたい。

興 委 員： 受動的にやって済むのか、あるいは能動的に静岡県の一つの文化と捉えてやるのか。静岡県に独自性があるのかも含め、これが教育委員会の施策か知事部局の施策か、そういう観点から議論してこの振興会議に臨むようにすることが重要である。受動的ではなく、やる必要があるという判断であればきちんとやってほしい。

委 員 長： 他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項5を了承した。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第45号議案 平成26年2月県議会定例会に提出する議案

委 員 長： 議案書9頁「第45号議案 平成26年2月県議会定例会に提出する議案」について、河野財務課長より説明願う。

財 務 課 長： <議案についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

興 委 員： 資料20頁の「(2)繰越明許費」の事業名が「 費」になっているが、補正予算書を作成する際には「教育管理費」とは記載されず「教育管理費のうち」と出てくるのではないか。

財 務 課 長： 款・項・目の目にあたるのが教育管理費であり、事業名としてはこの目名で記載される。

興 委 員： これは外壁工事費の増額と施設整備費の減額の差し引き合計か。

財 務 課 長： 単独事業で増額になっている1億2千万円は差し引きであるが、繰越明許費の外壁については3億7100万円全額が繰越明許費になっている。

興 委 員： この表現では繰越する理由が類推できないので、表現を検討してほしい。

い。

財務課長： これについては議会に提出する議案説明書の表現に合わせている。

興委員： 説明と書かれている表現にギャップを感じたので、分かりやすい表現を検討してもらえればありがたい。

次に22頁からの「いじめ防止対策推進法に基づき教育委員会に設置する附属機関設置条例（案）」についてであるが、対策本部は法の第10条に「法の規定に基づき、本部を置く」とあり、第11条には「教育委員会の諮問に応じて、いじめの防止等のための調査研究等を行う」とあって、教育委員会の責務として定めている。調査研究を柱に立てるのではなく、少なくとも問題対策本部なので、それにふさわしい表現に置き換える必要があると思う。それについては先ほど申し上げたが、法案に照らして、さらに基本的な方針に照らして、適切な内容に置き換えてほしい。それだけでなく、知事部局の「再調査」という表現についても、「教育委員会が行った調査の結果を再調査される」と認識されるのは良くないので、そこも含めて条例の最終案が適切なものになるよう検討してほしい。

また、26頁の「静岡県教職員定数条例の一部を改正する条例」であるが、この中学校の「校長、教頭及び教員」が「41人」となっているが、この人数は具体的には何か教えてほしい。

学校人事課長： 県立中学校の人数である。市町立の中学校は含まれない。

興委員： この表の人数の全体が県教育委員会の所管の人数と理解してよいか。

学校人事課長： そうである。

興委員： 28頁の「静岡県教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」には、「対象にならない者を除き」という表現があるが、逆に対象となるべき者を記載すべきではないのか。

教育総務課事務統括監： この条例については、過去から部分的な改正をしてきたが、分かりやすく現状に即した制度にするために全面的に改正するものである。

財務課長： 下段にある「特2級、2級又は1級」がこの対象者であり、副校長・教頭でこの給料表に該当する者がいないので、現状に合わせて書き方を変えろということである。

興委員： 表現としては「対象とならない者を除き」の方が、担当者としては分かりやすい表現なのか。

教育総務課事務統括監： こちらの方が分かりやすい表現である。

興委員： 特殊勤務手当で4時間勤務に関する変更はなぜか。

教育総務課事務統括監： この規定は以前8時間勤務のときに使用していたものである。そのときは4時間毎の割り振りができたが、勤務時間が7時間45分に変更になり、その際に直すべきものであったが直していなかったため、それで運用できないわけではないが、「なるべく早く直したほうが良い」という指摘を受け、今回改正するものである。

興委員： 運用上は、違背性はないものの、今回現状に合わせるということか。

教育総務課事務統括監： そうである。

興 委 員： 41頁の「静岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」についてであるが、この一般的な流れを教えてください。「市町から移譲希望等があったもののうち」とあるが、県からイニシアチブをとって移譲を相談することもあるのか。

財 務 課 長： 一般的には市町からの要望と、県からの働きかけがある。ご存知のように、静岡県は市町への事務移譲は全国1位であり、県からも働きかけている。

興 委 員： 後者もそれなりにあるのか。

財 務 課 長： むしろ後者のほうが多い状況である。

興 委 員： 今回、2項目が希望されたとのことだが、特に県としては移譲しても差し支えないので移譲するのか。

福 利 課 長： 児童手当の所管課である福利課から回答する。児童手当については、政令市である静岡市・浜松市からの要望で認定事務をやるもので、支障はない。

興 委 員： 政令市のみの特例か。

福 利 課 長： そうである。

委 員 長： 消費税の金額が端数なくまとまっているが、それはなぜか。

財 務 課 長： 人件費など諸々の経費についてコスト計算し、消費税分の8パーセント分を加えた数字を切り下げてまとめている。

委 員 長： 四捨五入ではないのか。

財 務 課 長： 切り下げである。

斉 藤 委 員： 使用料や利用料金は消費税内税なのか。

財 務 課 長： コストに税がかかるので、その計算をする際に8パーセント分を含めているということである。

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： （特になし）

委 員 長： 本案を原案どおり可決することに異議はないか。

全 委 員： （異議なし）

委 員 長： 第45号議案を原案どおり可決する。

【閉会】

委 員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成25年度第21回教育委員会定例会を閉会とする。